

3.包括外部監査の結果報告書(第2部 テーマ2-1)

中央卸売市場特別会計に係る財務事務の執行について

第2部 テーマ2-1 目次

.福岡市中央卸売市場の概要	1
1.中央卸売市場制度の概要.....	1
2.中央卸売市場をめぐる全国的な情勢の変化.....	4
3.福岡市中央卸売市場の概要	6
4.福岡市中央卸売市場特別会計の推移	12
5.福岡市中央卸売市場の重要施策	13
.実施した監査手続及び監査結果.....	14
1.市場課について	14
1- 1.委託料について.....	14
1- 2.負担金 補助金 交付金について.....	14
2.鮮魚市場について.....	15
2- 1.施設使用料の徴収について.....	15
2- 2.鮮魚卸売市場内の商品搬送設備について.....	16
2- 3.社団法人福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会との関係について	17
2- 4.委託料について.....	20
2- 5.負担金 補助金 交付金について.....	21
2- 6.その他の項目について.....	21
3.青果市場について	22
3- 1.卸売業者市場使用料について	22
3- 2.完納奨励金について	22
3- 3.仲卸業者が卸売会社以外から買入れる場合の市長許可について.....	23
3- 4.西部市場南側倉庫の転貸について	24
3- 5.西部市場塵芥搬出業務委託について.....	25
3- 6.委託料について.....	25
3- 7.負担金 補助金 交付金について.....	26
3- 8.その他の項目について.....	26
4.市場金融資金について.....	27
4- 1.概要.....	27
4- 2.実施した監査手続及び監査結果.....	28
4- 2- 1.水産部金融資金について	28
4- 2- 2.青果部市場金融資金について	28

福岡市中央卸売市場の概要

1. 中央卸売市場制度の概要

(1) 卸売市場とは

卸売市場とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう(卸売市場法第2条)。卸売市場には、中央卸売市場、地方卸売市場がある。中央卸売市場は、中央卸売市場整備計画に則して、地方公共団体(都道府県若しくは人口20万人以上の市又はこれらが加入する一部事務組合若しくは広域連合)が農林水産大臣の認可を受けて開設できるものとされている。地方卸売市場は、都道府県知事の許可を受けて開設できることとされている。

(2) 卸売市場の基本的な役割

ア. 消費者に対する迅速かつ効率的な生鮮食料品等の提供

生鮮食料品等は、腐りやすいという商品特性を有しており、迅速に食卓に届けるシステムが必要となる。そこで、関係者が一堂に会して短時間で取引を行う場、すなわち卸売市場が歴史的に形成され、現在でも生鮮食料品の流通拠点として卸売市場は重要な役割を果たしている。

イ. 生鮮食料品等の生産者に対する確実かつ迅速な販路の提供

生鮮食料品等の生産者にとって、生産したものを余すところなく確実かつ迅速に販売でき、また生産者の経営の安定が図れる適正な価格で販売でき、その代金を確実に入手できる販売ルート確保が必要となる。この販売先として卸売市場は重要な役割を果たしている。

ウ. 流通・小売業者に対する生鮮食料品等の安定的・効率的な取引の場の提供

産地から多種多様かつ大量の生鮮食料品等を集荷する流通業者は、短時間で確実に集荷物を取引・分荷できる場を必要としている。また多種多様な生鮮食料品等を消費者に販売する小売業者や飲食店業者、またその品揃えを支援する流通業者は、できるだけ効率的に多種多様な商品を手入れできる場を必要とする。このようなニーズに応える場として卸売市場は重要な役割を果たしている。

(3) 卸売市場の根拠法令及び福岡市における関係条例等

卸売市場法(昭和46年施行、平成11年改正)

福岡市中央卸売市場業務条例及び施行規則(昭和47年施行、平成12年改正)

(4) 卸売市場法の概要

ア. 卸売市場の整備を計画的に推進するための措置

農林水産大臣は10年先を目標年度として、概ね5年ごとに卸売市場整備基本方針を策定することとされている。これと併せて中央卸売市場整備計画を策定することとされている。

イ. 卸売業者の許可

卸売業者は農林水産大臣の許可制となっている。一市場に入場する卸売業者は開設者の定める条例で上限が定められ農林水産大臣の許可事項となっている。卸売業者は財務及び業務について次のような行為規制が課されている。

許可は取扱品目の部類別(青果物、水産物など)に与えられ、開設区域内では許可品目に係る物品を兼業として販売することを禁止
純資産基準額以上の純資産額の確保義務
兼業業務、支配関係法人の届出義務

ウ．取引規制

中央卸売市場では、卸売業者(農林水産大臣許可)と仲卸業者(開設者許可)及び売買参加者(開設者承認)との間で取引が行われる。以下のような取引規制により取引の適正化が図られている。

取引物品の区分に応じた売買取引方法(せり売り入札、相対)の規制

差別的取扱の禁止及び受託拒否の禁止

卸売の相手方の制限(仲卸業者 売買参加者以外への卸売の禁止)

委託集荷の原則

市場外にある物品の卸売の禁止

委託手数料以外の報酬の收受の禁止

エ．監督

農林水産大臣は、中央卸売市場の開設者又は卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を求め又は立入検査を行うことができ、これらの者がこの法律等に違反した場合には業務の全部又は一部の停止命令や開設認可又は卸売業務の許可の取消等の処分をすることができることとされている。また、開設者は中央卸売市場の卸売業者又は仲卸業者に対し、検査等を行うことができ、これらの者が業務規定に違反した場合には、業務規定で定めるところにより業務の全部又は一部の停止等の処分をすることができることとされている。

(5)卸売市場関係者とその役割

ア．開設者

中央卸売市場開設者(都道府県若しくは人口20万人以上の市又はこれらが加入する一部事務組合若しくは広域連合)は、卸売市場法、業務規程等に基づいて、施設を維持管理し、取引が適正に行われるよう業務の指導監督を行う

イ．卸売業者

卸売業者は、農林水産大臣の許可を受けて、生産者や出荷者から販売を委託された生鮮食料品等を、せり売り又は入札などの方法によって仲卸業者や売買参加者に販売する。また需要に見合う供給量を確保するため、特定の物品を委託ではなく買付により集荷する方法や価格安定のため相対売りの方法も認められている。

ウ．仲卸業者

仲卸業者は、開設者の許可を受け、卸売業者との売買取引に参加して買い受けた生鮮食料品等を市場内の店舗で売買参加者や買出人に販売する。大量、多品種の生鮮食料品等を評価し、分荷し、調整する重要な機能を有する。

エ．売買参加者

売買参加者は、小売商、加工業者のうち、開設者の承認を受けて、卸売業者及び仲卸業者との取引に参加する。

オ．関連事業者

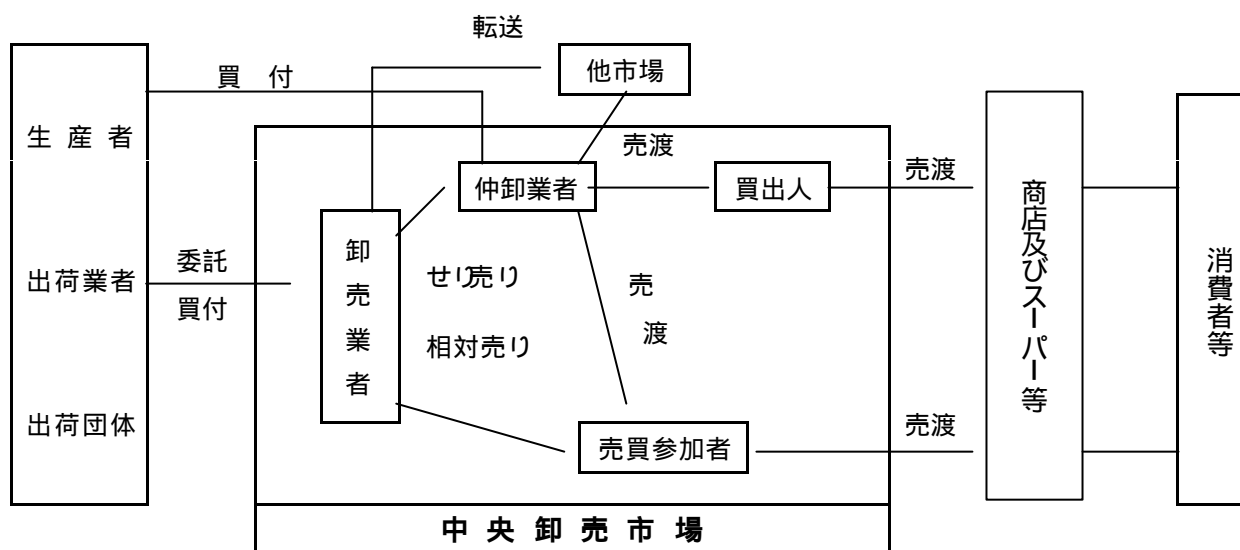
関連事業者は、市場を利用する人の便益を図るため、開設者の許可を受けて、市場内の店舗その他の施設において業務を営んでいる者で、代金の精算機関、冷蔵庫業者、通運運送業者、物品販売店、食堂、及び理容業等がある。

カ.買出人

買出人は、開設者に登録し、仲卸業者及び関連事業者から必要な生鮮食料品等を仕入れて、一般消費者に販売する小売業者や飲食業者、加工業者などをいう

(6)卸売市場の流通経路

生鮮食料品等の生産者等は、卸売業者に生鮮食料品等の販売を委託し、あるいは、卸売業者が生産者等から生鮮食料品等を買付ける。卸売業者は、生鮮食料品等を市場参加者である仲卸業者や売買参加者にせり売り、あるいは相対売りによって販売する。その後、生鮮食料品等は、商店やスーパー等を通じて一般消費者の手元に渡ることとなる。



2.中央卸売市場をめぐる全国的な情勢の変化

(1)産地の大型化の進展

ア.現状

JA(農協)の合併による経営規模拡大など、主として青果産地の大型化が急速に進展している。大型化した産地は、卸売業者に対し、安定的な取引やコストに見合った価格形成、統合・大型化による体質強化、代金支払いに係る保証措置、経営情報の開示等を強く求め、これに適切に対応できない卸売業者を厳しく選別するようになってきている。

イ.課題

産地の安定的な取引を志向する動き(指値による価格の安定化)に伴い、これに機動的に対応できる取引方法の多様化が求められている。

市場外流通との競争下において、卸売市場に対する出荷を確保していくため、決済機能の強化が強く求められている。

(2)量販店の発言力の高まり

ア.現状

従来型の八百屋、魚屋等のシェアが低下し、スーパー等の量販店が台頭し生鮮食料品の60%以上が量販店から購入され、また外食等の業務用需要の拡大が進展している。

大型量販店は、価格及び荷の確保の両面で確実かつ安定的な取引や開店時間までの商品の配送等を強く望んでおり、これに応える形で取引の多様化が進展している。

大型量販店は、市場外流通との比較を念頭において市場流通コストの低減を強く求めている。

大型量販店の代金決済サイトは、食料品専門店に比べ長期間となっており、仲卸業者にとっては資金繰りの面で大きな負担増となっている。

イ.課題

価格や量の面での安定取引、開店時間に間に合う配送等の要請に機動的に対応できる取引方法の設定、取引に係る規制緩和や事務手続きの簡素化等による流通コストの低減を図る必要がある。

大型量販店の発言力に対抗しうる仲卸業者の経営体質の強化、経営規模の拡大を図ることが求められている。

(3)生鮮食料品等の流通チャンネルの多元化と市場外流通の拡大

ア.現状

産地及び大型量販店等の変化の中で生鮮食料品等の流通形態は極めて多元化し、大型産地と大型量販店を直接結びつけるような新たな流通ビジネスの拡大が進んでいる。また、輸送技術、保冷技術の進展、物流のスピードアップは、卸売市場の近郊産地からだけでなく、諸外国からの輸入を可能とし、輸入青果物等を起点に生鮮食料品分野へ商社が参入し、市場を通さず、直接大型量販店と取引を行うようになった。このように産地と大型量販店はより有利な条件を求めて卸売市場の選別、市場外取引の選択を行い、近年市場外流通が急速に拡大している。

イ.課題

市場外流通は増加傾向にあるが、これらの流通は少数品目を大量(あるいは小量)に扱う場合に限られ地域的にも限定したものとなっている。したがって、今後とも多品目にわたる生鮮食料品等を安定的に大量流通させていくためには、市場流通と市場外流通の健全な競争を確保しつつ、市場流通の利便性の向上や効率化を図っていくことが強く求められている。

(4)卸売市場関係者の経営悪化

ア．現状

市場取扱高・取扱量の減少等やわが国経済全体の状況の悪化等により経営状況が悪化する卸売業者や仲卸業者が増加するとともに、高齢化と相まって商品開発や商品評価等の面で、卸売業者、仲卸業者のノウハウなりマンパワーの低下が一部にみられるようになってきており、このことが卸売市場全体の不活性化、機能低下、信用力低下等に直結する事態となっている。

イ．課題

卸売業者や仲卸業者の経営悪化は、生産者に対する确实・安定的な販路の提供に支障が生じたり、公正な価格形成を求める消費者・小売業者の信頼を損ねることにもなりかねないことから、卸売業者や仲卸業者の経営体質の強化が求められている。

(5)取引面における変化

ア．現状

中央卸売市場の卸売業者が卸売を行う場合は、せり売り若しくは入札の方法又は相対取引で行っている。しかし大型化した産地の希望価格の実現や売れ残りの防止、卸売業者の買付集荷に伴うコスト割れの防止、消費地での必要量の確保などの要請が特に強かった市場や品目において、相対・定価売りの取引方法が増加している。

イ．課題

卸売市場の活性化のためには、卸売市場利用者がニーズに応じた取引方法を選択できるよう利便性の向上を図っていくことが課題である。

(6)物流インフラの整備・情報化の進展による大都市圏の卸売市場間の競合

ア．現状

大都市高速道路網の整備、物流システム及び技術の高度化や情報化が進展し、生鮮食料品等の流通圏域の広域化が都市の区域を越えて急速に進展してきている。このような中で特に大都市圏において配置されてきた卸売市場間において、集荷・配送面で厳しい競合が生じてきている。

イ．課題

広域の流通圏域に対応できるようにするために、市場の再配置や広域的視点からの管理運営、さらには、このような取り組みに対応した業者の再編や数の適正化を図っていくことが強く求められている。

生鮮食料品等の流通圏域の広域化に対応し、市場間の連携や市場を超えた業者間の連携を進めることも求められている。

3.福岡市中央卸売市場の概要

(1)福岡市中央卸売市場の組織

福岡市中央卸売市場の組織は以下のとおりである。(平成 15 年 3 月 31 日現在)

中央卸売市場長 1 名

市場課 課長 1 名

庶務係 係長 1 名、事務吏員 5 名

指導調整係 係長 1 名、事務吏員 3 名、顧問 1 名、嘱託員 1 名

市場経営企画担当主査 1 名

市場建設課 課長 1 名

建築担当主査 1 名、技術吏員 1 名

電気担当主査 1 名

機械担当主査 1 名

鮮魚市場長 1 名

管理係 係長 1 名、事務吏員 2 名、嘱託員 1 名

業務係 係長 1 名、事務吏員 2 名

経営指導専任主査 1 名

水産物流通対策専任主査 1 名

再整備担当主査 1 名、事務吏員 1 名

青果市場長 1 名

管理係 係長 1 名、事務吏員 5 名、嘱託員 1 名

業務係 係長 1 名、事務吏員 1 名、嘱託員 3 名

青果統計情報事務専任主査 1 名

西部管理係 係長 1 名、嘱託員 1 名

西部取引指導専任主査 1 名、嘱託員 2 名

東部管理係 係長 1 名、嘱託員 1 名

東部取引指導専任主査 1 名、嘱託員 2 名

青果部構想推進担当 課長 1 名

青果部構想推進担当主査 1 名

臨海市場長 1 名

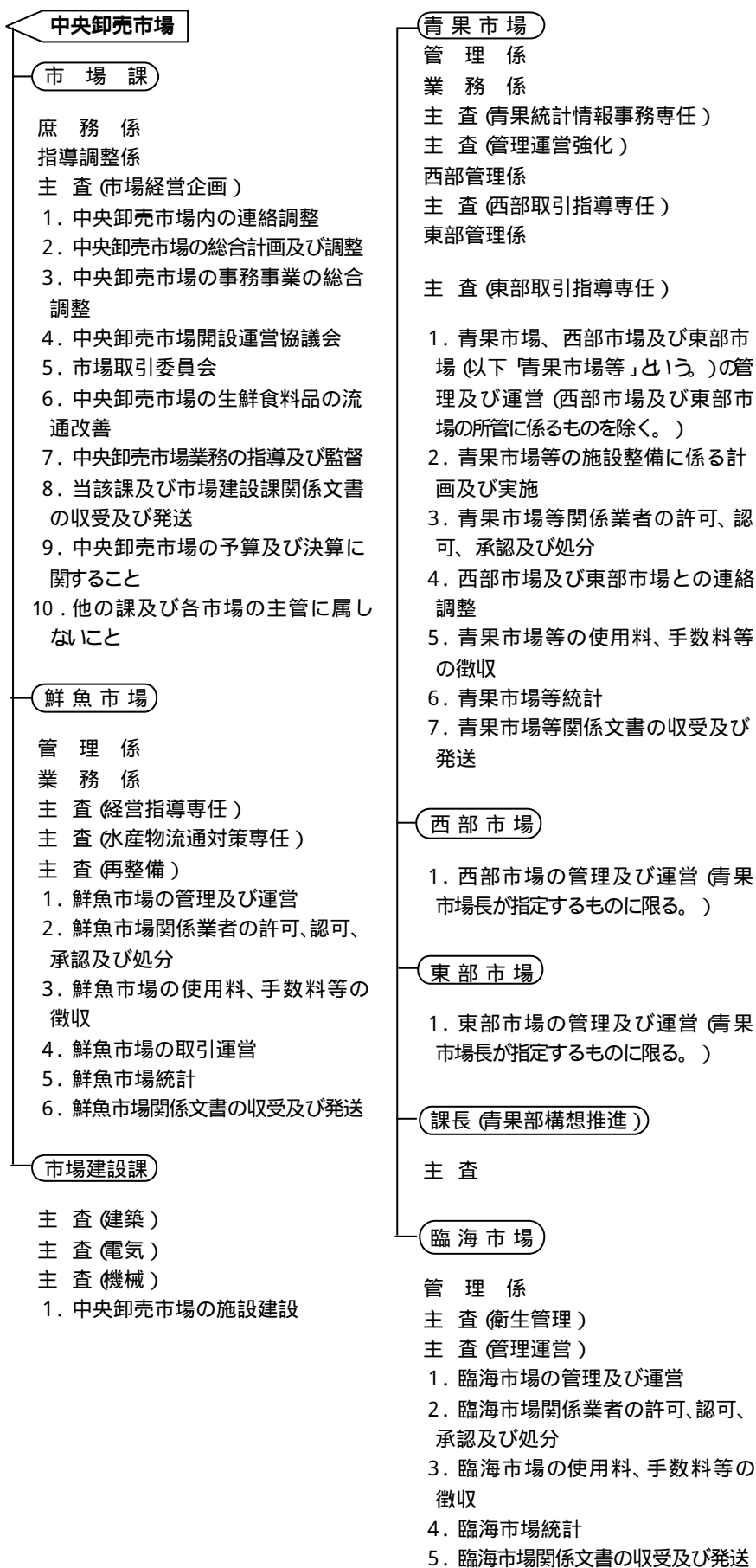
管理係 係長 1 名、嘱託員 1 名

衛生管理担当主査 1 名

管理運営担当主査 1 名

(2)福岡市中央卸売市場の事務分掌(平成 14 年度)

福岡市中央卸売市場の事務分掌については、以下のとおりである。



(3) 福岡市中央卸売市場の鮮魚市場及び青果市場の概要

福岡市中央卸売市場は、鮮魚市場(水産物部)、青果市場・西部市場・東部市場(青果部)及び臨海市場(食肉部)から構成される。福岡市の歳入・歳出予算は、鮮魚市場と青果市場は一括して中央卸売市場特別会計として処理され、食肉市場は、中央卸売市場特別会計とは別会計の臨海市場特別会計として処理されている。臨海市場特別会計については、第2部テーマ2-2「臨海市場特別会計の財務事務の執行について」で報告する。

鮮魚市場について

1) 鮮魚市場の概要

鮮魚市場は、昭和30年6月に業務を開始し、福岡市及び福岡市都市圏の生鮮食料品の供給拠点として重要な役割を果たしてきた。流通環境の変化に対応していくため平成14年4月に完成した西卸売場棟をはじめとして、現在、老朽化・狭隘化した市場基幹施設の抜本的な整備拡充と市民に開かれた新しい市場づくりを目指し、仲卸売場棟建設事業が推進されている。

(平成15年4月1日現在)

市場	鮮魚市場	
所在	中央区長浜3丁目	
開設年月	昭和30年6月	
市場面積	敷地面積	120,400 m ²
	卸売場	27,685 m ²
	仲卸売場	5,177 m ²
	屋上駐車場	12,526 m ²
	立体駐車場	7,668 m ²
	冷蔵庫	12,655 m ²
	買荷積込所	21,688 m ²
取扱規模	165千トン、866億円	
卸売業者	(株)福岡魚市場(資本金176百万円) 福岡中央魚市場(株)(資本金80百万円)	
業者数	仲卸業者	50社
	売買参加者	324名
	関連事業者	55名

2) 鮮魚市場の取扱数量及び地元消費数量等の推移

以下に示すように鮮魚市場の総取扱数量及び市場取扱数量は、減少傾向にある。また、地元消費数量は、福岡市人口が増加傾向にある中、ほぼ横ばいの状況で推移している。

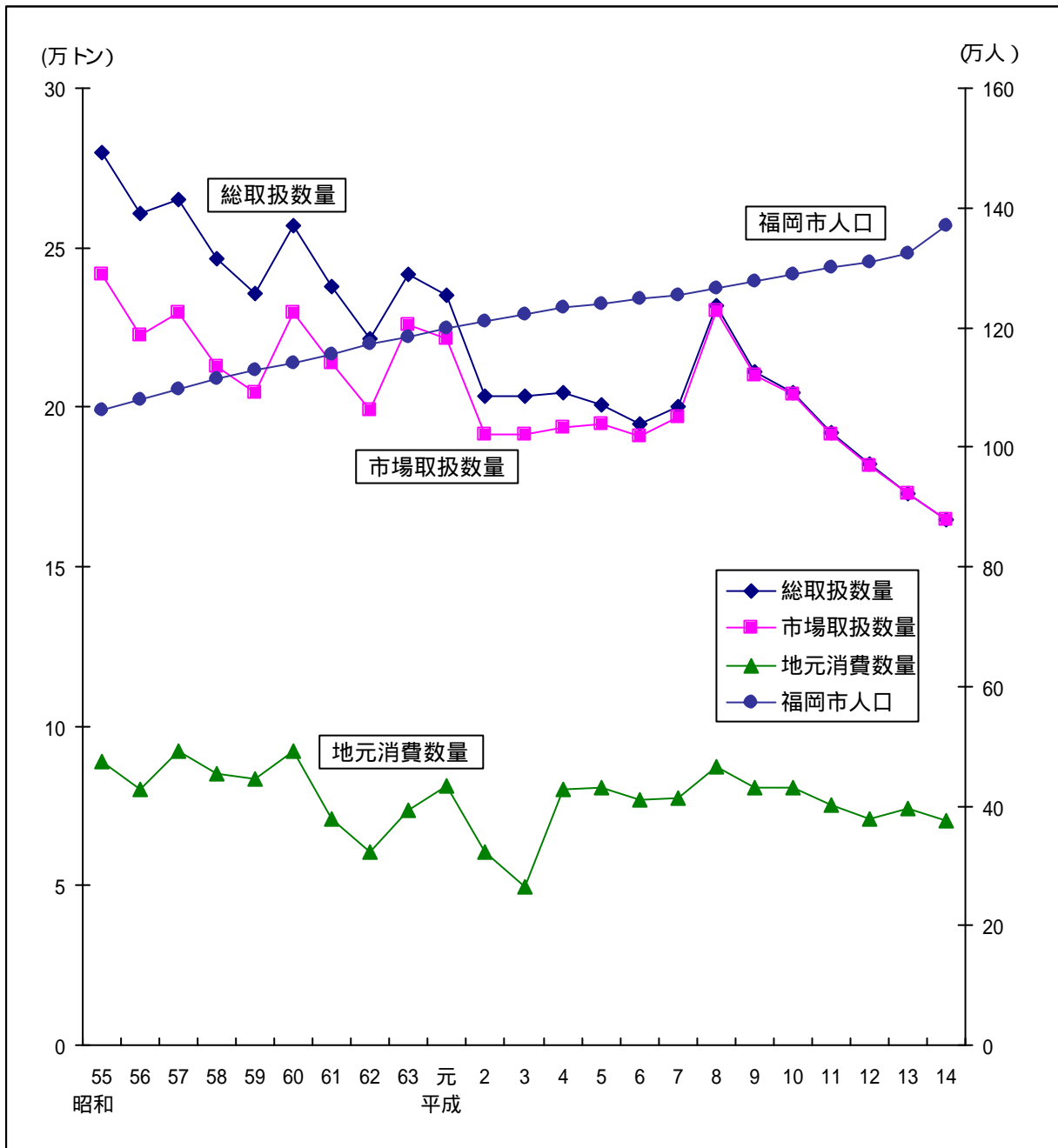
(単位 : kg)

年	総取扱数量	市場取扱数量	市場取扱数量		地元消費数量	福岡市人口(人)	通過貨物(直送)
			卸売業者取扱数量	仲卸業者場外買付			
55	279,681,023	241,438,023	239,976,539	1,461,484	88,839,982	1,062,538	38,243,000
56	260,514,347	222,539,057	221,199,607	1,339,450	80,370,863	1,079,282	37,975,290
57	265,214,060	229,822,990	228,611,379	1,211,611	92,451,809	1,095,814	35,391,070
58	246,391,679	212,636,409	211,702,091	934,318	84,978,321	1,112,731	33,755,270
59	235,494,721	204,485,621	203,746,108	739,513	83,266,158	1,127,998	31,009,100
60	256,853,179	229,436,264	228,673,968	762,296	91,913,367	1,141,567	27,416,915
61	237,873,087	213,764,682	213,132,415	632,267	71,042,443	1,156,075	24,108,405
62	221,328,397	199,122,517	198,601,221	521,296	60,542,307	1,171,398	22,205,880
63	241,547,120	225,886,245	225,450,406	435,839	73,725,883	1,184,660	15,660,875
元	235,359,554	221,596,824	221,255,185	341,639	81,408,790	1,198,623	13,762,730
2	203,634,067	191,262,327	190,990,280	272,047	60,800,023	1,210,373	12,371,740
3	203,697,367	191,500,417	191,293,482	206,935	49,529,826	1,222,812	12,196,950
4	204,365,487	193,655,442	193,481,044	174,398	80,159,462	1,233,896	10,710,045
5	200,742,084	194,460,964	194,322,449	138,515	80,674,477	1,240,564	6,281,120
6	194,464,840	190,681,055	190,570,358	110,697	76,726,587	1,247,159	3,783,785
7	200,168,181	196,885,841	196,786,949	98,892	77,703,460	1,253,941	3,282,340
8	231,976,557	230,368,607	230,256,747	111,860	87,231,588	1,265,946	1,607,950
9	210,989,423	209,927,388	209,820,392	106,996	80,597,217	1,278,374	1,062,035
10	204,541,939	203,876,579	203,755,103	121,476	80,987,130	1,290,093	665,360
11	192,058,702	191,412,897	191,323,090	89,807	75,061,196	1,299,221	645,805
12	181,995,072	181,850,587	181,771,528	79,059	70,669,348	1,309,265	144,485
13	173,118,220	173,118,220	173,026,171	92,049	74,139,880	1,322,760	0
14	164,524,169	164,524,169	164,434,405	89,764	70,510,167	1,371,190	0

(注) 1.人口は、12月末現在の住民基本台帳及び外国人登録人口である。

2. 通過貨物(直送)は、以西底曳網漁にて漁獲されたもののうち他市場へ直送される魚種に係る数量を示す。以西底曳網は平成12年に廃業している。

3) 総取扱数量・市場取扱数量及び地元消費数量の推移グラフ



青果市場について

1) 青果市場の概要

青果市場は、青果市場（福岡市博多区那珂6丁目）、西部市場（福岡市西区石丸4丁目）、東部市場（福岡市東区下原4丁目）の3市場からなる。このように青果市場は、福岡市内に3か所あることが特徴である。交通基盤の整備、流通技術の進歩等や市場外流通の増大等による流通チャンネルの多元化、市場取引の規制緩和等により流通環境が大きく変化している。このような環境の中で、青果市場の取扱高は経年的に増加しているが、西部市場、東部市場の取扱高は、国が示す中央卸売市場の目標取扱量に達しておらず、伸び悩んでおり、青果市場へ集中する傾向にある。福岡市青果部においては、今後の3市場のあり方について検討がなされているところである。

2) 各市場の開設年月日、市場面積、市場参加者数の状況

（平成15年4月現在）

市場名	青果市場	西部市場	東部市場
開設年月日	昭和35年長浜本場、雑餉隈、姪浜、香椎、千代、高宮の5分場で業務開始 昭和43年9月現在地へ移転、営業開始 平成12年3月青果物流センター完成	昭和49年6月西部市場の業務を開始し、姪浜市場を廃止	昭和57年7月東部市場の業務を開始し、千代・香椎市場を廃止
市場面積	90,720 m ²	32,318 m ²	23,321 m ²
┆ 卸売場	11,352 m ²	4,044 m ²	2,430 m ²
┆ 仲卸売場	6,086 m ²	581 m ²	478 m ²
卸売業者	福岡大同青果(株)		
業者数			
┆ 仲卸業者	28	5	4
┆ 売買参加者	460	200	116
┆ 関連業者	42	8	7

3) 各市場の取扱高の推移、集荷状況、販売先及び販売方法

種類区分等		青果市場			西部市場			東部市場		
	年度	数量 (ト)	金額 (百万円)	単価	数量 (ト)	金額 (百万円)	単価	数量 (ト)	金額 (百万円)	単価
取扱高の推移	平成元	206,877	43,683	211	46,446	8,712	188	23,705	4,130	174
	5	206,462	49,950	242	43,350	9,835	227	23,914	5,112	214
	10	211,452	49,538	234	41,111	9,511	231	18,727	3,923	209
	11	216,035	44,279	205	41,807	8,652	207	19,236	3,555	185
	12	221,200	42,967	194	41,764	7,810	187	19,873	3,508	177
	13	221,366	41,188	186	40,860	6,594	161	20,508	3,392	165
	14	226,924	45,350	200	41,553	6,988	168	19,276	3,409	177
	┆ 1日当り	834	167	200	153	26	168	71	12	177
集荷状況 (14年度)	委託	数量		金額	数量		金額	数量		金額
	買付	70 %	69 %	57 %	60 %	65 %	60 %			
販売先 (14年度)	仲卸業者	30 %	31 %	43 %	40 %	35 %	40 %			
	売買参加者	53 %	57 %	49 %	48 %	48 %	44 %			
	その他	32 %	32 %	46 %	48 %	49 %	52 %			
販売方法 (14年度)	せり	15 %	11 %	5 %	4 %	3 %	4 %			
	相対	86 %	84 %	49 %	48 %	46 %	51 %			

4.福岡市中央卸売市場特別会計の推移

福岡市中央卸売市場特別会計(鮮魚市場・青果市場)に係る歳入及び歳出の推移は、以下のとおりである。

歳入

(単位:千円未満切り捨て)

	平成元年度	平成5年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度 予算
事業収入	1,008,639	1,137,482	1,536,518	1,522,647	1,477,041	1,544,803	1,558,264
使用料及び手数料	259	6,914	813	2,219	772	784	962
国庫支出金	78,586	272,811	410,088	699,000	1,186,000	39,251	251,279
県支出金	-	-	-	-	-	3,000	-
財産収入	84	17	-	-	-	-	1
繰入金	803,800	1,048,090	1,397,590	1,780,420	1,520,140	1,724,253	2,001,247
繰越金	139	2,498	145,893	2,040	8,701	52,003	1
諸収入	587,363	610,655	857,470	788,394	739,217	739,277	788,750
市債	224,000	1,398,000	874,000	1,262,000	3,061,000	65,000	692,000
歳入合計	2,702,870	4,476,467	5,222,371	6,056,720	7,992,871	4,168,372	5,292,504

歳出

(単位:千円未満切り捨て)

	平成元年度	平成5年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度 予算
総務費	1,531,567	1,805,126	2,216,068	2,515,283	2,032,187	1,976,376	2,140,898
建設費	297,947	1,622,660	1,520,078	1,996,775	4,254,817	172,937	947,995
公債費	866,685	975,823	1,484,184	1,535,961	1,653,864	2,018,095	2,203,411
諸支出金	727	956	-	-	-	-	-
災害復旧費	-	71,895	-	-	-	-	-
予備費	-	-	-	-	-	-	200
歳出合計	2,696,926	4,476,460	5,220,331	6,048,019	7,940,868	4,167,407	5,292,504

- 平成14年度歳入額を前年度と比較すると約38億円減少している。これは、鮮魚市場西卸売場棟が完成(平成14年3月)等に伴い、市債約30億円、国庫支出金11億円が減少したことによる。
- 平成14年度の歳出額を前年度と比べると約37億円減少している。これは、西卸売場棟の建設費約41億円が減少したことによるものである。
- 繰入金(一般会計繰入金)は、市場再整備に伴い増加傾向にある。

5.中央卸売市場の重要施策(平成 14 年度予算 3,000 百万円)

平成 14 年度の中央卸売市場の重要施策は以下のとおりである。

- 1)市民への生鮮食料品の安定供給を図ることを目的に、鮮魚・青果・臨海市場の効率的な管理運営を行う。
- 2)老朽化した市場施設の計画的な改修に努める。
- 3)市場金融資金などの融資金の効果的運用を図る。
- 4)鮮魚市場については、仲卸売場棟の整備に着手するなど、再整備事業を推進していく。
- 5)BSE(牛海綿状脳症)に関し所要の対策を講ずる。

.実施した監査手続及び監査結果

1.市場課について

1- 1.委託料について

以下の委託料について、契約手続及び契約内容について検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(単位 :千円)

契約件名	委託内容	履行期間	委託料	契約方法	受託者名
福岡市中央卸売市場情報系ネットワーク運用管理支援業務委託	開設者情報系ネットワーク機器等の運用管理支援	自 14 年 4 月 1 日 至 15 年 3 月 31 日	5,985	特命随契	(株)日立製作所九州支社
東部市場内民有地境界確定等業務委託	東部市場内にある民有地に係る境界確定及び地積測量並びに附帯業務	自 14 年 5 月 30 日 至 14 年 7 月 29 日	521	特命随契	(社)福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
市場課ファイアウォール設定変更業務委託	事務室移転のための設定変更業務;	自 14 年 6 月 26 日 至 14 年 7 月 8 日	367	特命随契	(株)日立製作所九州支社
平成 14 年度福岡中央卸売市場 O A 機器保守業務委託	鮮魚市場会館内開設者 O A 機器の保守管理	自 14 年 4 月 1 日 至 15 年 3 月 31 日	934	特命随契	富士通(株)九州支社

1- 2 .負担金 補助金 交付金について

負担金 補助金 交付金について、交付額の算定方法及び支出内容を検討した。監査の結果、福岡市で開催した九州地区中央卸売市場長会議開催市負担金として、市は 249 千円支出している。この負担金について、負担の対象となった支出項目には、情報交換会として飲食代 1 名 8,000 円 × 22 名分等、202 千円が含まれている。情報交換会のあり方について検討すべきである。

2.鮮魚市場について

2-1.施設使用料の徴収等について

平成15年3月度の卸売会社に対する施設使用料の請求金額の妥当性を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

また、他の施設利用者に対する施設使用料、水道料、管理共益費、空調使用料、看板使用料等の滞納状況を検討した。監査の結果、平成14年度末の滞納者数及び滞納額は以下のとおりである。未納金額が多額に上る業者があり、しかるべき措置を講じ、回収を図る必要がある。

発生年度別滞納額

(平成15年5月30日現在)

年度	業者数	滞納額(円)
10年度分	2業者	1,220,000
11年度分	2業者	2,829,828
12年度分	2業者	9,127,943
13年度分	3業者	3,716,322
14年度分	6業者	7,301,658
合計		24,195,751

注)年度ごとに同一業者が存在するため、実質は9業者である。

業者別滞納額

(平成15年5月30日現在)

業者名	滞納額(円)
A	7,355,519
B	5,692,852
C	3,221,247
D	1,312,723
E	1,258,866
F	3,683,484
G	507,049
H	644,011
I	520,000
合計	24,195,751

2-2 鮮魚卸売市場内の商品搬送設備について

鮮魚市場内の施設を視察した結果、使用されていない商品搬送設備が設置されていた。

(1)当該設備の整備事業概要

工期	委託名	補助事業名	契約金額(千円)
平成6年 8月～11月	自動搬送仕分装置開発設計業 務委託	中央卸売市場施設整備事業	58,710
平成7年 2月～7月	自動搬送仕分装置据付工事	中央卸売市場施設整備事業	96,305
合 計			155,015

②経緯

平成2年度から平成5年度にかけて、西卸売場棟の立体構想計画(1階が卸売場、2階が仲卸売場、3階が配送施設)が検討された。この売場棟の立体構想に伴い卸売市場内の荷物の搬送について水平及び垂直の自動搬送機の設置が計画された。福岡市は当該自動搬送機を卸、仲卸、買参人に実際に見てもらい、どのようなイメージかをつかんでもらうことを目的に、当該設備を試験的に設置したものである。

試験機はモノレール電車式、チェーン式の2種類の水平搬送装置と垂直搬送装置からなる。モノレール式の水平搬送装置は、L字型折り畳み式の台車(最大搬送重量300キロ)を、歩く速さの2倍の分速120メートルで、チェーン式の水平搬送装置は、分速20メートルで動かす装置である。台車をモノレール式が高速で搬送するのに対しチェーン式は大量、連続搬送に適している。垂直搬送装置はせり後に台車を投入し、毎分90メートルの速さで自動的に2階にあげるシステムである。155百万円をかけ当該設備を設置したが、結局は、物流スピードの問題、仲卸他店との競争性の問題、維持管理コストの問題があり当該装置は採用されなかった。

(3)実施した監査手続及び監査結果

当該設備について、試験的導入の経緯及び不稼動となった原因を検討した。

監査の結果、当該設備の試験的稼働の検討結果についての報告書を求めたが、当該報告書は無いとのことであった(検討経緯を記した文書は存在)。当該設備の試験的導入に155百万円を投じながら、当該設備の試験結果、不具合、卸売市場のせりや荷役の現状にあわなかった点などを検討した報告書が存在していないことは、問題である。

当該不稼動設備の撤去を含め当該設備が設置された建屋の有効利用について検討すべきである。

2 - 3 . 社団法人福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会との関係について

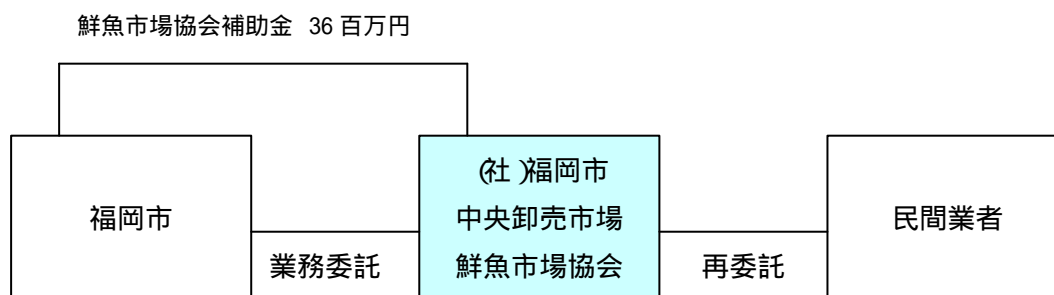
(1) 社団法人福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会とは

社団法人福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会（以下「市場協会」という）は、昭和46年に設立された福岡市中央卸売市場鮮魚市場自治協会（以下「自治協会」という）を前身として平成6年に設立された。

「自治協会」は、鮮魚市場の秩序の確立と環境整備を行い市場業務の円滑な処理運営を図り流通の適正化に寄与してきた。しかし、21世紀の流通環境に対応できる高度な情報、物流システム等多様な機能を導入した個性と活力ある市場づくりを目標として鮮魚市場再整備事業が推進される中、この目標を達成し、市場の近代化及び業務の合理化等を積極的に展開していくために、市場関係者を今まで以上に結集し、組織力を強化した団体が必要であるとの観点から、任意団体である「自治協会」を解散し、発展的に責任及び人格のある社団法人に改組して対処していくこととして「市場協会」が設立された。

② 福岡市と「市場協会」との関係の概要

福岡市は、「市場協会」に対し流通の適正化のための秩序の確立と環境の整備を図り市場運営の円滑な処理を促進することを目的として、鮮魚市場協会補助金（36百万円）を交付している。また、鮮魚市場市場施設管理等業務（210百万円）、鮮魚市場塵芥処理及び魚滓処理業務（35百万円）、鮮魚市場交通指導業務（7百万円）を委託している。



(3) 実施した監査手続及び監査結果

1) 「市場協会」に対する委託料について、契約手続及び契約内容を検討した。

契約件名	委託内容	履行期間	金額(千円)	契約方法	受託者名
福岡市鮮魚市場市場施設管理等業務委託	市場会館及び西卸売場棟施設の管理	自 H14.4.1 至 H15.3.31	210,504	特命随契	(社)福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会

委託業務内容は、鮮魚市場会館及び鮮魚市場西卸売場棟の管理業務（中央監視業務、設備メンテナンス業務、環境衛生管理業務、清掃管理業務等）である。

鮮魚市場会館は、地下1階、地上13階、建築面積3,801㎡、延床面積27,100㎡の事務所及び店舗ビルである。

鮮魚市場西卸売場棟は、1階が卸売場棟、2階が配送センター、3階が駐車場であり、建物面積17,600㎡、延床面積30,400㎡の卸売場棟である。

鮮魚市場会館の運営管理業務については、長期一括管理方式として市が「市場協会」に委託し、ビル管理業務を「市場協会」が民間会社に再委託している。

ビル管理業務の再委託にあたっては、平成9年度に「市場協会」に設置された「社団法人福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会運営管理専門委員会」（市場代表者4名、市3名）により、公募型プロポーザル方式により再委託先は決定されている。

平成14年度においては、福岡市から市場協会への委託が210百万円であり、そのうち177百万円が民間のビル管理会社に再委託されている。

特命随意契約理由の妥当性について検討した。

福岡市が当該業務を特命随意契約にて「市場協会」に発注する理由は、以下のとおりである。

「市場施設管理費は、入居者である鮮魚市場業界が支払う使用料のなかで賄うことになる。このため、市場施設利用者の使用料に跳ね返る施設管理費は、負担増にならないようにグレードは落とさず民間ベースの考えで経費削減を図る必要があり、また、施設管理費の使途が鮮魚市場業界に見えるシステムが必要であるとの意見があり、政策的に鮮魚市場業界の自治組織である自治協会を開設者（福岡市）、卸売業者、仲卸業者、関連事業者及び小売業者の協同組合等市場関係者を会員として、平成6年度に民法第34条による公益法人化し、定款の事業内容に鮮魚市場の管理運営に係る協力事業を折り込ませ、施設管理の受け皿とした。市場会館棟は、営業形態が異なる約100社の企業が入居し、市民に開放された施設として365日24時間年中無休の稼働を要求される。また、LAN設備やコジェネレーション設備などの機能を導入した高度な管理が必要なインテリジェントビルであり、管理情報や課金情報など様々な情報がネットワークでつながっており、突発的なトラブルが発生した場合、総合的な対応が必要である。さらに電気設備、空調設備、防災設備などは、防災センターにおいて集中管理を行うため、中央監視業務、機械運転業務及び警備業務は一体である必要がある。このようなことから、様々な管理上の問題に対し即時に対応ができるよう管理責任者である市の指示が一元的かつ効率的に伝達される必要がある。西卸売場棟は海水浄化施設、電気設備、防災設備などを、市場会館棟の防災センターにおいて集中管理を行うため、中央監視業務、機械運転業務は一体である必要がある。」

監査の結果、委託業務内容からすれば、入札により市場施設管理等業務を発注することも可能と考えられるが、「市場協会」設立の趣旨及び市場施設の管理上の問題を勘案すれば「市場協会」に当該業務を特命随意契約にて発注していることが、明らかに不合理であるとは言えない。しかし、この委託契約は、市場施設管理等業務に含まれる多くの業務を一括した契約であるため委託金額が210百万円と大きく、このうち多くの業務が、「市場協会」から民間のビル管理会社に再委託されている。したがって、「市場協会」への特命随意契約による委託料の積算において再委託先の選考及び再委託料の算定が重要な要素となり、その決定にあたり透明性が求められる。

委託料の積算方法について、労務費の単価及び人員数について検討した。

監査の結果、労務費の単価は、(財)経済調査会出版の「月刊積算資料」の類似労務単価を採用している。平成10年度の設計書と平成14年度の設計書を比較したところ、多くの業務で積算単価が同額であり、変更されていなかった。「市場協会」での再委託契約の更新時に合わせ積算単価の見直しを行う必要がある。

次に、積算されている必要人員数の妥当性について検討した。多くの業務で必要人員数は、当初の積算において民間業者から入手した見積書をもとに設定されている。各業務の必要人員数の実績を把握して、「市場協会」での再委託契約の更新時に合わせ積算の見直しを行う必要がある。

委託契約手続について検討した。

監査の結果、平成14年度の委託料は210,504千円であり平成13年度の委託料192,675千円に比し、17,829千円増加している。この要因は、鮮魚市場西卸売場棟の新設により委託業務が増加したことにある。平成13年度と平成14年度の設計金額を比較すると、設計金額は16,878千円しか増加しておらず、委託料の増加額は設計金額の増加額より951千円多く増加している。特命随意契約に競争性が働かないことに鑑みると、追加業務分については、従来からの業務内容分と切り離して捉え、契約増金額が追加業務の設計金額を超えないよう契約金額を決定する必要がある。

再委託契約について検討した。

福岡市が、「市場協会」に委託した業務の多くを民間のビル管理会社に再委託している。この再委託契約について、競争性と透明性の観点から監査を実施した。監査の結果、「市場協会」の組織する運営管理専門委員会における平成13年に実施された再委託先の選考にあたって、平成10年度の選考において最終審査に残った4社のみを対象として見積書及び提案書を提出させ審査し、従前の企業を再委託先に決定している。しかし、公募型プロポーザル方式の趣旨から再委託契約は、広く企業を募集し競争性及び透明性を高める必要がある。

また、透明性を高めるにあたって福岡市は、「市場協会」が再委託契約の内容をその事業報告書等に記載するよう指導すべきである。

2) その他以下の委託料について契約手続及び契約内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(単位:千円)

契約件名	委託内容	履行期間	委託料	契約方法	受託者名
鮮魚市場塵芥処理及び魚滓処理業務委託	鮮魚市場内の塵芥処理及び魚滓処理業務	自14年4月1日 至15年3月31日	35,122	特命随契	(社)福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会
鮮魚市場交通指導業務委託	鮮魚市場の交通秩序維持の為の交通指導	自14年4月1日 至15年3月31日	7,423	特命随契	(社)福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会

3) 鮮魚市場協会補助金 (36 百万円)について交付額の算定方法及び支出内容を検討した。

監査の結果、当該補助金は、「市場協会」に対し流通の適正化のための秩序の確立と環境の整備を図り、市場運営の円滑な処理を促進することを目的として支出されており、問題となる事項はなかった。

2 - 4 .委託料について

2 - 3 .市場協会以外の以下の委託料について、契約手続及び契約内容について検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(単位 :千円)

契約件名	委託内容	履行期間	委託料	契約方法	受託者名
鮮魚市場警備業務委託	防犯及び交通取り締り	自 14 年 4 月 1 日 至 15 年 3 月 31 日	78,120	入札	総合システム管理(株)
鮮魚市場電気及び衛生設備管理保守業務委託	受変電設備及び衛生設備の保守	自 14 年 4 月 1 日 至 15 年 3 月 31 日	27,079	随契	(株)九州ダイケン
鮮魚市場汚水槽等定期清掃業務委託	汚水槽等の定期清掃 (年 2 回)	自 14 年 4 月 1 日 至 15 年 3 月 31 日	10,962	入札	東環工業(株)
鮮魚市場東冷蔵庫特殊設備保守点検業務委託	東冷蔵庫特殊設備の保守点検	自 14 年 4 月 1 日 至 15 年 3 月 31 日	17,850	特命随契	福岡冷蔵(株)

2 - 5.負担金 補助金 交付金について

以下の負担金 補助金 交付金について、交付額の算定方法及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(単位 :千円)

負担金、補助金、交付金等の名称	交付根拠	交付目的	交付先団体	交付額
福岡市鮮魚市場運送協議会負担金	協議会規約	鮮魚市場の運送秩序の改善と円滑な運送体系の確立を図る。	福岡市鮮魚市場運送協議会	146
鮮魚市場事故処理委員会負担金	委員会規約	市場における事故処理の明朗公正を期すため、事故発生の原因の研究、分析及び防止等を検討し、もって取引秩序の確立を図る。	鮮魚市場事故処理委員会	106
福岡市中央卸売市場鮮魚市場水産物流通対策協議会負担金	協議会規約	生鮮食品の集荷増大、強化を図り的確な供給量の確保に関し調査研究を行う 市場を取巻く環境は年々厳しさを増しており、市場の取扱量は減少傾向にあることから、水産物の市民への安定供給及び市場の活性化を図るため積極的な集荷対策を行う	福岡市中央卸売市場鮮魚市場水産物流通対策協議会	1,520

2 - 6 . その他の項目について

食糧費、印刷消耗品費、備品購入費、役務費、借損料、被服費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

3.青果市場について

3- 1.施設使用料の徴収等について

平成 15 年 3 月度の卸売会社に対する施設使用料の請求金額の妥当性を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

また、他の施設利用者に対する施設使用料等の滞納状況は 1 社 597 千円 (平成 15 年 3 月末現在)である。回収に留意する必要がある。

3- 2 .完納奨励金について

(1)概要

福岡市中央卸売市場青果部の完納奨励金支出承認要領によれば、完納奨励金とは、卸売業者が売買取引について買受人またはその組織する団体に対し次の各号に掲げる目的をもって支出する交付金及び本来買受人が負担すべき費用を買受人に代わってする負担をいう

- 1) 買受の奨励及び買受代金完納奨励のため
- 2) 買受代金の支払いに関する連帯保証金等信用取引制度の維持確立のため
- 3) 買受代金の代払等、代金決済の合理的制度の維持のため (事務経費含む)

完納奨励金は卸売会社の支出であり、開設者(福岡市)の支出ではないが、卸売業者と買受人等との間での「高く売ろう 安く買おう」とする利害対立の中で、公正な価格形成がなされるのが本来であるから、卸売会社の買受人に代わっての負担について、開設者(福岡市)の承認を必要としたものである。

平成 14 年度完納奨励金については、以下のようになっている。

(単位 :千円)

支払先	定率奨励金	特別奨励金				特別完納奨励金	計
		総会助成金	給食組合	視察助成金	小計		
A 協同組合	283,806	200		1,900	2,100	8,040	293,946
B 協同組合	150,428	200	100	1,900	2,200	8,040	160,668
C 協同組合	33,046	200		630	830	3,600	37,476
D 協同組合	32,568					4,800	37,368

② 実施した監査手続及び監査結果

定率奨励金の承認について検討した。監査の結果、卸売会社は、組合が組合員の買受代金を期限内に代払いした総額に対し、10/1,000 を乗じた金額を交付している。これは福岡市中央卸売市場青果部の完納奨励金支出承認要領に基づくものであり、問題となる事項はなかった。

特別完納奨励金の承認について検討した。監査の結果、卸売会社が当該支出をするに至った経緯は、従来、仲卸業者及び売買参加者の代表が、卸売会社の福岡大同青果(株)の役員に就任していたが、農林水産省から卸売会社が仲卸業者及び売買参加者を常任相談役として常務会又は取締役会の一員に加え、卸売会社の意思決定に参画させることは、商法265条の規定及び卸売市場法40条の規定に抵触する疑いがあるとの指摘を受け、平成11年度の株主総会をもって該当事者が退任した。しかし、仲卸業者等の属する各組合においては、相談役報酬を組合運営費用に充当しており、当該報酬が皆無となった場合、組合運営に支障を来すことが危惧されたため、福岡大同青果(株)の取締役会の諮問に応える機関として顧問会及び審議会を新たに設置し、それらに対し協力助成金として特別完納奨励金を支出することに至ったものである。福岡市は、この支出により、買受代金の期限内完納の奨励及び代払制度の円滑な運営に資するものと認められるとして、当分の間、承認するとしている。しかし、上述のこれに係る経緯からは、当該奨励金は、福岡市中央卸売市場業務条例69条の定める「卸売代金の期限内の完納を奨励する」ための支出というよりも組合運営費の補助的性格が強いものである。すでに4年を経過しており福岡市は当該特別完納奨励金の承認について減額の方角で検討する必要がある。

3-3. 仲卸業者が卸売会社以外から買入れる場合の市長許可について

(1) 概要

仲卸業者による卸売会社以外からの仕入れについて、福岡市中央卸売市場業務条例第55条(仲卸業者の業務の規制)は、以下のとおり規定する。

「1. 仲卸業者は、開設区域内においては次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為については、次項の規定による許可を受けたときは、この限りでない。

(1) その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について販売の委託の引受けをすること。

(2) その許可に係る取扱品目の部類に属する物品を市場の卸売業者以外の者から買入れて販売すること。

2. 仲卸業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品であって市場の卸売業者から買入れることが困難なものを当該市場の卸売業者以外の者から買入れて販売しようとする場合には、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。」

(2)実施した監査手続及び監査結果

青果市場について、上記ルールが守られているのかについて検討するため、卸売会社の仲卸業者に対する売上高と仲卸業者の決算に計上されている仕入高とを比較した。比較表は以下のとおりである。

青果仲卸業者規制対象取引（平成 13 年度）

業者	仲卸業者別 卸売会社売上金額	業者	仲卸業者決算書 仕入高	差異
A	2,017,254,976	A	2,741,868,045	724,613,069
B	1,200,356,786	B	2,617,602,514	1,417,245,728
C	1,799,074,627	C	2,334,279,346	535,204,719
D	1,812,508,622	D	2,739,718,924	927,210,302
E	1,517,820,638	E	4,131,616,586	2,613,795,948
F	835,911,649	F	1,429,463,490	593,551,841

監査の結果、上表は、仲卸会社が卸売会社以外から多額の仕入を行っている可能性を示しているが、具体的な取引実態は、福岡市においても把握されていない。福岡市中央卸売市場業務条例第 55 条（仲卸業者の業務の規制）では、仲卸会社は、卸売会社以外から買い入れを行ってはならないことになっているが、現実には、仲卸会社は、卸売会社以外からの多額の買い入れを行っていることが推測される。条例上は、このような買い入れについて、許可申請が必要と記されているが、許可申請は、ほとんど行われていない状況にある。福岡市は、卸売会社以外からの買い入れが多額に上っていると推測される仲卸業者について、取引実態を把握する必要がある。

3-4 西部市場南側倉庫の転貸について

(1)概要

西部市場の施設使用状況を視察したところ、転貸されている倉庫があった。福岡市中央卸売市場業務条例 72 条では市長の承認を受けなければ転貸は禁止されている。

(2)実施した監査手続及び監査結果

当該転貸が所定の手続に従い行われているかを検討した。

監査の結果、当該倉庫は、福岡市が、卸売業者（大同青果（株））に賃貸したものであるが、冷蔵庫に改築したうえ仲卸業者及び低温倉庫組合に転貸されている。当該転貸について転貸許可はなされていない。改善を図る必要がある。

3-5.西部市場塵芥搬出業務委託について

(1)概要

西部市場から排出される塵芥の搬出処理業務を委託している。福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 27 条では、「市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関しては、別表第 1 (178 円 / 袋)に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。」と記されており、従量制によることとなっている。

(2)実施した監査手続及び監査結果

平成 14 年度西部市場塵芥搬出業務委託 (業務委託料 10,018 千円)の契約内容及び支払手続について検討した。監査の結果、当初の契約額どおりの定額をもって支払っている。現在、塵芥処理業者と交渉中とのことであるが、従量制による支払契約に是正する必要がある。また、このことは、平成 14 年度まで東部市場(塵芥搬出業務委託 3,225 千円)においても同様であったが、東部市場では平成 15 年度から改善されている。

3-6.委託料について

3-5.以外の以下の委託料について、契約手続及び契約内容について検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

契約件名	委託料 (千円)	契約方法	受託者名
青果市場電気水道設備保守管理及び庁舎清掃等業務委託	17,010	入札	光栄建物管理(株)
青果市場消防用設備保守業務委託	1,396	随契	三和防災工業(株)
青果市場専用電話・電気時計等の設備保守業務委託	1,795	特命随契	沖ウインテック(株)九州支店
青果市場警備業務委託	43,795	特命随契	(株)トータル警備保障システム
東・西部市場冷蔵庫保守点検委託	1,585	随契	不二熱学サービス(株)福岡支店
仲卸売場棟西側通路置荷防止等業務委託	1,298	特命随契	(株)トータル警備保障システム
西部市場警備業務委託	40,124	特命随契	日本ガードサービス(株)
西部市場樹木等管理委託	1,312	入札	山北造園
西部市場電力量検定更新業務委託	1,921	随契	九州計装エンジニアリング(株)
東部市場塵芥搬出業務委託	3,225	特命随契	(有)博東産業
東部市場警備業務委託	19,950	特命随契	(株)ニシカン
東部市場管理庁舎清掃業務委託	1,772	入札	光栄建物管理(株)
東部市場電力計検定更新業務委託	1,648	随契	九州計装エンジニアリング(株)

3-7. 負担金 補助金 交付金について

以下の負担金 補助金 交付金について、交付額の算定方法及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

負担金、補助金、交付金等の名称	交付根拠	交付目的	交付先団体	交付額 (千円)
青果部産地育成集荷対策協議会負担金	協議会規程	生鮮青果物の生産出荷の安定を図るため、産地に対して出荷の要請及び優良産地の表彰を行うとともに消費者に対する食品衛生上の安全性についてPRを図るもの。	青果部産地育成集荷対策協議会	3,152
青果部 2010 検討委員会負担金	委員会設置要綱	西暦 2010 年以降の青果部のあり方について、将来ビジョン検討委員会の提言を基に市場関係者の主導により検討を行うもの	青果部 2010 検討委員会	2,500
福岡市中央卸売市場青果市場自治協会事業補助金	地方自治法 232 条の 2 「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付または補助をすることが出来る。」	市場内の秩序の維持確立と防犯、並びに衛生、環境事業の推進を図り、もって市場業務の円滑な処理運営を行うもの	福岡市中央卸売市場青果市場自治協会	15,711
福岡市中央卸売市場西部市場自治委員会補助金	地方自治法第 232 条の 2	市場内の秩序維持を確立し環境の整備等を図り市場業務の円滑な処理運営を推進するもの。	西部市場自治委員会	6,289
福岡市中央卸売市場東部市場自治協会補助金	地方自治法第 232 条の 2	市場内の秩序維持を確立し環境の整備等を図り市場業務の円滑な処理運営を推進するもの。	東部市場自治協会	3,169
全国青果物商業協同組合連合会第 22 回全国大会福岡大会事業補助金	地方自治法第 232 条の 2	青果物の消費拡大・卸売市場の運営対策等青果物流通の円滑化に関する検討を行うことにより青果物の安定供給を一層推進する。	福岡市青果商業協同組合	1,000

3-8 . その他の項目について

食糧費、印刷耗品費、備品購入費、役務費、借損料、被服費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

4.市場金融資金について

4- 1.概要

(1)目的

福岡市中央卸売市場市場金融資金制度は、福岡市中央卸売市場における取引代金の決済資金を融資することにより、市場の確実な信用決済と取引の活性化を図り、もって市場の円滑な流通に資することを目的とする。

(2)経緯

福岡市中央卸売市場市場金融資金制度は、市場の精算システムの円滑化を目的として昭和45年に制定された福岡市中央卸売市場鮮魚市場金融資金制度、福岡市中央卸売市場青果市場金融資金制度、福岡市中央卸売市場食肉市場金融資金制度の3つを統合する形で昭和51年に設立されたものである。現在においてもその制度目的に変わりはない。

(3)資金の種類

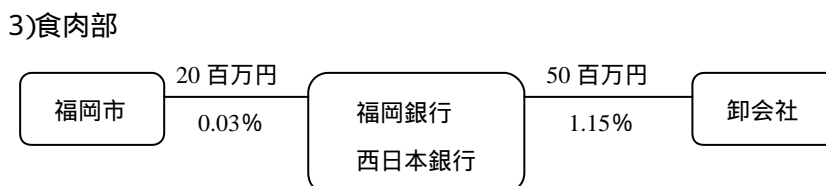
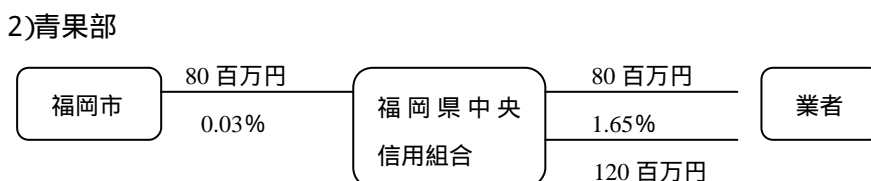
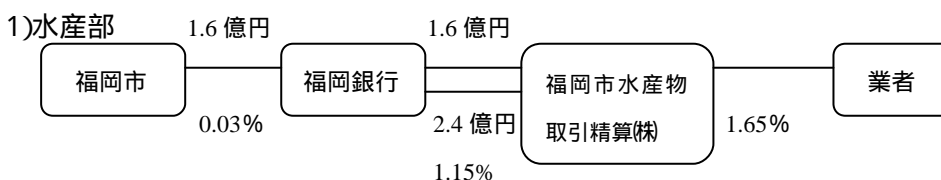
資金の種類には、水産部市場金融資金、青果部市場金融資金、食肉部市場金融資金がある。

(4)融資対象者及び融資限度額

市場	仲卸業者	売買参加者	買出人
水産部	3,000万円以内	500万円以内	300万円以内
青果部	1,000万円以内	300万円以内	-
食肉部	-	500万円以内	-

(5)資金の流れ(平成14年度)

中央卸売市場決済資金の融資は、金融機関との協調融資であり融資期間は1年である。



4-2.実施した監査手続及び監査結果

4-2-1.水産部市場金融資金について

水産部金融資金について、市場取引の決済資金の融資という制度目的どおりに融資が行われているか、融資先を任意に抽出し、融資金額と融資月の卸会社との取引額を比較した。また平成15年3月末融資残高について1年以内の返済条件となっているかを検討した。

平成15年3月末現在の融資残高のうち融資実行日が1年以上のものは、以下のとおりである。

商号	職種	融資残高	融資日	経過月数
A	仲卸	6,000,000	2001/8	20月
B	仲卸	29,100,000	2000/1	39月
C	仲卸	4,000,000	2001/8	20月
D	売参	170,163	1998/1	51月
E	売参	650,000	2001/4	24月
F	売参	1,371,000	2001/10	18月
G	売参	68,000	2001/4	24月
H	売参	6,476,608	2000/9	31月
I	買出人	50,831	2001/11	17月
J	買出人	647,400	2002/2	14月
K	買出人	213,900	2001/2	26月
L	買出人	135,664	2000/3	37月
M	買出人	320,000	1997/10	66月
N	買出人	3,080,848	2000/12	28月
O	買出人	1,800,000	2002/3	13月

売参とは、売買参加者を示す

上記のとおり1年を超える長期融資として利用されているものが散見された。水産部金融資金制度は、市場取引代金の決済資金の融資を目的とするが、実際には長期資金として利用されている。福岡市は、制度目的に即した運用がなされるよう指導する必要がある。

4-2-2.青果部市場金融資金について

青果部金融資金について、市場取引の決済資金の融資という制度目的どおりの融資が行われているか検討した。

監査の結果、問題となる事項はなかった。

以上